

# 瑞穂町指定管理者制度導入に関する方針

平成24年4月1日一部改正

## 第1 地方自治法の改正

### 1 法改正の趣旨及び経過措置

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号・平成15年9月2日施行）により、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2（第3項以降）の公の施設の管理に関する制度の改正が行われた。本改正の趣旨は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るものである。」（総務省通知）

今まで公的機関・公共的団体に限定していた管理委託者を広く民間事業者（株式会社・NPO等）に広く門戸を開く規制緩和と民間事業者の多様なノウハウによる、住民サービスの向上と競争原理の導入によるコスト削減を目的としている。

法の施行に伴い、管理委託制度は廃止され「指定管理者制度」か「直轄方式」を選択し条例改正を行う必要がある。しかし、条件整備期間として改正法附則第2条に経過措置を設け施行日から3年間の猶予を与えている。

## 第2 瑞穂町指定管理者制度の導入に係る方針

### 1 基本的考え方

公の施設については、これまでも管理委託制度により、公的団体や町内会等に管理委託を実施し、効率的・効果的で柔軟性に富む管理を行ってきた。

今回の指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に即した管理が可能となることや、民間事業者等の能力を活かすことで、施設の機能の向上や利用者へのサービスの向上をはじめとする合理的な管理が行われることが見込まれる。

従って、指定管理者の導入が可能な公の施設については、原則として指定管理者制度を導入するものとする。

### 2 条例の制定・改正

指定管理者制度の導入に伴い必要となる条例の整備は、共通事項となる条例の手続き部分については、分離し手続き条例を制定するものとする。この条例の制定は、企画課において行う。

しかし、「業務の範囲」の設定や指定管理者になりうる団体については施設の特性に応じて個別に判断する必要があるため、個別の施設条例で規定すべき事項が多くなることが予想される。従って、各施設を所管する課により当該公の施設の設置及び管理に関する条例を十分に精査し改正を行うものとする。

### 3 指定期間

指定管理者を指定する期間は、原則5年とする。ただし、特別の理由がある場合は、相当期間とする。

### 4 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営経費は、単年度ごとに確定させるものとし、その支出科目は委託料とする。

### 5 使用許可

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に権限を委任することにより、公の施設の効果的・効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に使用許可等の権限を委任するものとする。

## 6 利用料金制度

指定管理者制度と利用料金制度をあわせて導入することにより、効果的・効率的な管理や住民サービスの向上が図られると認められる場合は、原則として導入するものとする。

### 第3 制度導入手続

#### 1 指定管理者の募集

##### ① 条例の内容

- ・ 指定の手続き
- ・ 管理の基準
- ・ 業務の範囲
- ・ その他必要な事項

##### ② 公募の方法

- ・ 指定管理者の募集に当たって、制度の趣旨を踏まえ、原則として指定管理者の要件を限定しないものとする。ただし、関係法令との関係や施設の特性等により、要件に特別の理由がある場合にはこの限りではない。
- ・ 公募については、広報、ホームページ等により広く募集するものとする。なお、特別の理由により公募が適当でないと認められる場合は、この限りではない。

##### ③ 公募の内容（募集要項の作成）

条例及び規則に定めた指定管理者に係る管理の基準等を基に、管理運営に必要となる詳細については要項等を整備し、あらかじめ周知することを原則とする。

##### ④ 公募の期間

公募の期間は、原則1ヶ月以上を確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

#### 2 指定管理者の選定

##### ① 選定基準

選定基準は、当該施設を所管する課において、施設の設置目的や性質等を考慮し、条例等に規定するものとする。

##### ② 選定組織

指定管理者の選定にあたっては、瑞穂町指定管理者選定委員会を設置し選定する。

瑞穂町指定管理者選定委員会は、瑞穂町指名業者選定委員会を基本とする。

##### ③ 議案の作成

議案には、「公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」等の事項を記載する。

##### ④ 選定の通知

候補者の選定及び議会の議決が終了した後は、速やかにその結果を応募全団体に通知するものとする。

##### ⑤ 協定の締結

事業報告書の内容及び提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の帰属、リスク管理・責任分担、事務引継、事業の継続が困難になった場合の措置、指定の取り消し等の詳細な事項については、町と指定管理者との協議によって定め、協定を締結する必要がある。

協定内容に盛り込むべき事項

- ・ 事業、管理業務の実施内容に関する事項
- ・ 施設利用料の扱いに関する事項（利用料金制該当施設）
- ・ 町が指定管理者に支払う管理費用に関する事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ 情報公開に関する事項

- ・苦情の処理に関する事項
- ・事業実施内容等の点検に関する事項
- ・事業報告に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・指定の取消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合、従来の指定管理者に対し、新指定管理者に管理運営に必要な事項等について引継ぎを行う義務を課すための事項
- ・事故等に係る賠償請求に関する事項
  - 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
  - 指定管理者と町との間に生じた損害賠償に関する事項

### 3 指定管理者の監督

#### ①事業報告書の提出

毎年度終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告を提出させなければならない。

#### ②事業計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降における毎年度の詳細な事業計画については、予算編成までに指定管理者と町が協議し確定させるものとする。

#### ③事業の評価

施設を所管する課は、制度導入の効果を検証・評価するために、毎年度、事業の評価を行うものとする。

#### ④検討組織

制度の導入にあたっての総合的調整は、管財課において行う。個々の施設における制度の導入については、その設置の目的がそれぞれ異なるため、施設を所管する課において行う。なお、同種同類の施設を複数の課で所管する場合は、相互に調整を図るものとする。

#### ⑤導入時期

新規施設については、指定管理者制度の導入の可否を個別検討し、随時導入するものとする。

改正法の附則の適用を受ける既存施設については、平成16年度中に指定管理者制度の導入の可否を検討し、平成18年4月からの指定管理者制度の導入に向けた取り組みを行うものとする。

## 1. 地方自治法の抜粋

### (公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正)

### (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)

## 2 制度の概要

① 指定管理者制度と管理委託制度との相違

	「指定管理者制度」	「管理委託制度」
管理権限等	<p>管理に関する権限を指定管理者に委任する。条例で定めた利用許可を行うことも可能。</p> <p>設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合はその指定の取り消し等を行う。</p>	<p>契約に基づき、具体的な管理や事務事業を行う。</p> <p>施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が有し、利用許可権限は委託できない。</p>
管理者の範囲	<p>「法人その他の団体」であれば特に制限を設けず、議会の議決を経て指定。</p>	<p>地方公共団体の出資法人等に限定され、条例に管理受託者を規定。</p>

② 施行期日

平成15年9月2日

改正法の施行時において、現に管理委託を行っている公の施設に限り、条件整備期間として改正法附則第2条に経過措置を設け施行日から3年間の猶予期間を与えて、従来の管理委託制度の適用が可能。この経過措置期限は、平成18年9月1日までとなる。

③ 条例に定める基本事項

指定管理者に施設の管理を委ねる場合、その公の施設の適正かつ効率的な管理をするものでなければならない。そのためには「指定の手続き」「管理の基準」「業務の範囲」を条例で定めなければならない。(法244条の2第4項)

(1) 指定の手続き

- ・申請の方法や選定基準等を条例で定める。
- ・指定の申請にあたっては、複数に申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行うものを選定する。

選定の基準

- ・住民の平等利用が確保されること。
- ・事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するするとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

(2) 管理の基準

- ・住民が公の施設を利用するにあたっての「休館日、開館時間、利用許可の基準、利用制限の要件や管理を通じて取得した個人情報取扱い」など公の施設の適正な管理の確保の観点から、必要不可欠と考えられる基本的事項を条例で定める。

細目にわたる事項は、規則に委任することは差し支えない。

(3) 業務の範囲

- ・具体的な業務の範囲は、施設の目的や態様等に応じて設定する。

3 指定管理者の指定

- ・指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、契約ではない。よって、法第234条の契約に関する規定の適用ではなく、同条に規定する「入札」の対象にならない。
- ・地方公共団体と指定管理者とは取引関係に立つ、いわゆる「請負」にはあたらない。
- ・指定管理者は、「法人その他の団体」と規定されているため、個人の指定はできない。ただし、団体であれば法人格は必要としない。

- 4 指定にあたっての議会の議決（法244条の2第6項）  
指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を要する。  
議決すべき事項（総務省自治行政局長通知）は、  
①「管理を行わせようとする公の施設の名称」  
②「指定管理者となる団体の名称」  
③「指定の期間」 等
- 5 協定の締結  
条例で定める事項のほか、管理の実施にあたっては、詳細な事項（事業報告書の提出期限、管理費用の額及び支払方法、物品の所有権の帰属等）は、両者の協議による協定等を締結する。
- 6 利用料金制度（法244条の2第8項・第9項）  
指定管理者制度においても、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を経て指定管理者がさだめる。  
従って、指定管理者が管理を行うための経費は、  
①すべて設置者たる地方公共団体からの支出金で賄う  
②すべて利用料金で賄う  
③一部を地方公共団体からの支出金で、残りを利用料金で賄う  
以上の方法がある。
- 7 指定管理者に対する監督（法244条の2第10項・第11項）  
地方公共団体の長は、管理の適正を期すために指定管理者に対し、業務または経理の状況の報告を求め、実地調査や必要な指示をすることができる。  
指定管理者がこの指示に従わないとき、その他その指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができる。
- ①事業報告書の提出  
指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を提出しなければならない。  
記載事項の例  
・管理業務の実施状況  
・利用状況（利用者数等）  
・利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況 等
- ②公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て等  
・公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、地方公共団体の長へ審査請求する。  
・施設の設置または管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の執行にあたっての指定管理者の行為が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負う。